

差止請求書

2026年(令和8年)3月2日

東京都千代田区麹町4丁目2-6
住友不動産麹町ファーストビル5階
株式会社ネットプロテクションズ
代表取締役 柴田 紳 様

東京都千代田区六番町15番地
主婦会館プラザエフ6階
適格消費者団体・特定非営利活動法人
消費者機構日本
代表理事 鈴木 敦士

連絡先(事務局): 板谷伸彦 佐々木晃
電話 03-5212-3066
FAX 03-5216-6077
メールアドレス itadani@coj.gr.jp
sasaki@coj.gr.jp

私ども消費者機構日本(以下「当機構」といいます。)は、消費者契約に関する調査、研究、事業者への不当行為の是正申入れ、消費者への情報提供等を通じ、消費者被害の拡大防止を図ることを目的に、消費生活の専門家と法律の専門家並びに消費者団体などから構成されている特定非営利活動法人です。また、消費者契約法第13条に基づき、内閣総理大臣から適格消費者団体の認定を受けた団体です。

当機構は、2025年10月29日付で、貴社に対し、消費者契約法第12条に基づき、申入れを文書にて行い、貴社からは、本年12月5日付で回答書を受け取りました。

しかしながら、貴社の回答は、当機構が不当条項の是正を複数申し入れたにもかかわらず、いずれについても「消費者契約法の条項に該当するものではなく、無効ではない」との趣旨の内容でした。当機構は、貴社が不当条項の是正を行わないことにより、今後も不当条項による被害が生じるおそれがあると判断するに至りました。

そこで、当機構は、貴社に対し、消費者契約法第41条1項の請求として本差止請求書を送付いたします。つきましては、本差止請求に対して、本書到達後1週間以内に、本書に従い是正したことが確認できる文書による回答をお願いします。



受付通番: G02078833000100000 号

1/5 頁

なお、本書到達から1週間経過後に、貴社の是正措置が確認できなかった場合には、当機構は貴社に対して差止請求訴訟を提起する予定です。

また、回答の有無及び回答内容は、当機構の公表ルールに従い公表することがあることを申し添えます。

第1 請求の要旨

- 1 貴社は、消費者との間で、後払い決済サービスにかかる会員契約を締結するに際し、以下の意思表示を行わないこと
 - (1) 会員サービスの利用により会員に発生した損害について、貴社の故意又は重過失による場合を除き、貴社の損害賠償責任その他のいかなる責任も負わないとの意思表示
 - (2) 会員が代金等に係る決済手段として、貴社の提供する決済手段を用いた場合に、当該代金等に係る債権を貴社の加盟店もしくは貴社が提携する会社を経由して貴社が譲渡を受けるに際し、会員が貴社加盟店に対して有する抗弁権を放棄するとの意思表示
 - (3) 利用者が貴社に対する支払債務の履行を遅滞した場合において、利用者が支払期限超過後も貴社の提供する決済サービスによる支払方法の提供を受けるときは、貴社の請求書又は電子メールの発行日から一定の期間を経過するごとに、遅延損害金の他、延滞事務手数料の累積額を支払うとの意思表示
 - 2 貴社は、上記第1項記載の意思表示が記載された文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。以下「文書等」という）、その他一切の表示を廃棄すること
 - 3 貴社は、貴社の従業員らに対し、上記第1項記載の意思表示を行ってはならないこと及び上記第1項の意思表示が記載された契約書その他一切の表示を破棄して使用しないことを周知徹底させる措置をとること
- をそれぞれ請求します。

第2 紛争の要点

- 1 NP会員利用規約及びNP後払い利用規約における免責条項が消費者契約法第8条1項1号あるいは同項3号に該当すること

(1) NP会員利用規約及びNP後払い利用規約においては、下記の通り定められています（以下、ア、イの各条項をまとめて「本件免責条項」といいます。）。

記

ア 「当社は、当社の故意又は重過失による場合を除き、NP会員サービスの利用によりNP会員に発生した損害について、これを賠償する責任その他のいかなる責任も負わないものとします。」（NP会員利用規約第13条1項）



イ 「当社は、当社の故意又は重過失による場合を除き、NP 後払いの利用により利用者に発生した損害について、これを賠償する責任その他のいかなる責任も負わないものとします。」(NP 後払い利用規約第 6 条 1 項)

- (2) 本件免責条項は、貴社の故意又は重過失による場合を除き、会員あるいは利用者に発生した損害につき、賠償責任の全部免責を定めるものであって、貴社に軽過失がある場合について全部免責を定める規定であると解されます。
- (3) しかし、消費者契約法第 8 条 1 項 1 号は、事業者の債務不履行により、消費者に生じた損害を賠償する責任の全部を免除する条項は無効とすると規定しています。また、同法第 8 条 1 項 3 号は、消費者契約における事業者の債務の履行に際してされた当該事業者の不法行為により消費者に生じた損害を賠償する責任の全部を免除する条項は無効とすると規定しています。
- (4) 本件免責条項は、貴社に軽過失がある場合についての全部免責を定める規定ですので、消費者契約法第 8 条 1 項 1 号、同項 3 号に該当する不当条項と解されます。

2 NP 会員利用規約における抗弁権放棄の条項が消費者契約法第 10 条に該当すること

- (1) NP 会員利用規約においては、下記の通り定められています(以下、下記の条項を「本件抗弁権放棄条項」といいます。)

記

「NP 会員は、代金等に係る決済手段として atone を用いた場合、当該代金等に係る債権(以下「代金等債権」といいます。)を atone 加盟店が直接、もしくは当社が提携する会社(以下「提携会社」といいます。)を経由して当社に譲渡すること、又は代金等債権について当社もしくは提携会社が立替払いすることにつき、予め承諾するものとします。また、会員は、当該代金等債権の譲渡について、atone 加盟店に対して保有する一切の抗弁(同時履行の抗弁、無効、取消し、解除の抗弁、譲渡人に対する抗弁、消滅時効の抗弁及び相殺の抗弁を含みますがこれに限りません。)を放棄するものとします。」(NP 会員利用規約第 22 条 2 項)

- (2) 本件抗弁権放棄条項は、会員が代金等に係る決済手段として、貴社の提供する決済手段のうち atone を用いた場合に、当該代金等に係る債権を貴社の加盟店もしくは貴社が提携する会社を経由して貴社に譲渡するに際し、会員が貴社加盟店に対して有する一切の抗弁を放棄する旨の規定です。
- (3) しかし、消費者契約法 10 条は、「消費者の不作为をもって当該消費者が新たな消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたとみなす条項その他の法令中の公の秩序に関しない規定の適用による場合に比して消費者の権利を制限し又は消費者の義務を加重する消費者契約の条項であって(以下「第一要件」といいます)、民法第一条第二項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するもの(以下「第二要件」といいます)は、無効とする。」と規定しています。
- (4) 会員は、債権譲渡の対抗要件具備時までに債権譲渡人に対して生じた事由をもって譲受人に対抗



することができます（民法第468条1項、同法第469条1項）。本件抗弁権放棄条項は、会員がatoneを利用するにあたって、atone加盟店に有する一切の抗弁権を放棄させる条項ですので、会員の抗弁権の行使を制限する条項であり、上記第一要件を満たします。

また、atoneを利用したことにより、会員はatone加盟店に対して有する一切の抗弁権を放棄しなければならず、その権利の制限の程度は重く、抗弁権を放棄したことに対する代替措置が講じられているわけではないことから、信義則に反して消費者の利益を一方的に害するものといえ、上記第二要件を満たします。

- (5) そのため、本件抗弁権放棄条項は、消費者契約法10条に該当する不当条項と解されます。

3 NP後払い利用規約における延滞事務手数料支払い条項が消費者契約法第9条1項2号に該当すること

- (1) NP後払い利用規約においては、下記の通り定められています（以下、下記の条項を「本件延滞事務手数料支払条項」といいます。）。

記

「前2項に定める遅延損害金の他、利用者が当社と約定した期日までに支払債務の支払を行うことを懈怠した場合において、期限超過後もNP後払いによる支払方法の提供を受けるときは、第2条第3項に基づく請求書又は電子メールの発行日から以下の各号に掲げる日数を経過するごとに、同号に掲げる延滞事務手数料の累積額を支払うものとします。

- ①30日後 297円（税込）の加算
- ②50日後 297円（税込）の加算
- ③70日後 297円（税込）の加算」(NP後払い利用規約第8条3項)

- (2) 本件延滞事務手数料支払条項は、利用者が貴社に対する支払債務の履行を遅滞した場合において、利用者が支払期限超過後も貴社の提供する決済サービスによる支払方法の提供を受けるときは、貴社の請求書又は電子メールの発行日から30日、50日、70日をそれぞれ経過するごとに、遅延損害金の他、延滞事務手数料の累積額を支払うとの条項です。
- (3) しかし、消費者契約法第9条1項2号は、当該消費者契約に基づき支払うべき金銭の全部又は一部を消費者が支払期日までに支払わない場合における損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項であって、これらを合算した額が、支払期日の翌日からその支払をする日までの期間について、その日数に応じ、当該支払期日に支払うべき額から当該支払期日に支払うべき額のうち既に支払われた額を控除した額に年十四・六パーセントの割合を乗じて計算した額を超えるものについて、当該超える部分を無効としています。
- (4) 延滞事務手数料は、実質的な意義としては、損害賠償を事前に約した損害賠償の予定と解されま
- す。消費者契約法の逐条解説では、「民法第420条によると、当事者の合意により債務不履行によ



る違約金等を定めことができる。本号（当機構注：消費者契約法9条1項2号）は、遅延損害金の利率の上限を年14.6%とし、これよりも高い遅延損害金の利率が定められている場合に、民法第420条にかかわらず、年14.6%を超える部分の契約条項が無効となり、年14.6%を超える損害賠償又は違約金を消費者に請求することができないとするものである。」「上限は、消費者の損害賠償責任を、消費者が契約に基づく金銭債務の支払を遅延することによって事業者が生ずべき平均的な損害の額にとどめる、という趣旨」であるとされています。

本件は債権譲渡を受けた債権につき、貴社が債権者として自ら回収を図るものであるところ、消費者契約法9条1項2号の規定及び上記逐条解説によれば、延滞事務手数料は、支払方法提供にかかる手数料として事業者が生ずる平均的な損害に含まれると考えられ、当該回収コストは平均化して、14.6%に含まれるものといえます。

- (5) そのため、貴社が年14.6%の「遅延損害金」を収受しているのであれば、それを超えて、さらに「延滞事務手数料」を収受することは、消費者が支払期日までに支払わない場合における損害賠償の額の予定又は違約金の額が年14.6%を超えることとなり、本件延滞事務手数料支払条項は、消費者契約法9条1項2号に該当する不当条項であると解されます。

4 結論

以上の理由により、当機構は、貴社に対し、請求の要旨記載の措置をとることを請求いたします。

なお、冒頭にも記載しました通り、本書は、消費者契約法第41条1項に基づく差止請求ですので、本書到達から1週間経過後に、本書に従った貴社の是正措置がなされていない場合には、後記裁判所に提訴する予定です。

第3 訴えを提起する予定の裁判所

東京地方裁判所

以上

差出人 〒102-0025
東京都千代田区六番町15プラザエフ6階
適格消費者団体 認定NPO法人 消費者機構日本

代表理事 鈴木敦士

受取人 〒102-0083
東京都千代田区麹町4丁目2-6住友不動産麹町ファーストビル5階
株式会社ネットプロテクションズ

代表取締役 柴田 紳様

郵便認証司

8. 3. 2

この郵便物は令和8年3月2日
第13275202091号書留内容証明郵便物
として差し出したことを証明します。
日本郵便株式会社
受付通番：G02078833000100000 号

5/5 頁

東京
8. 3. 2
12-18

